



# 身近な福祉の相談役として地域で活動しています あなたのまちの民生委員・児童委員

## 民生委員・児童委員、主任児童委員が新たに委嘱されました

12月1日付で新しい民生委員・児童委員として291名(主任児童委員21名を含む)が、厚生労働大臣から委嘱されました(任期は3年)。民生委員・児童委員は、個人の人格を尊重し、秘密を守ることが法律で義務付けられています。民生委員・児童委員、主任児童委員の活動は、地域の皆さんとの支え合いによって成り立っています。委員の活動へのご理解・ご協力をお願いします。

今回は、新たに委嘱された民生委員・児童委員291名の方々の担当区域等を紹介します。  
※欠員により、掲載していない区域があります。詳しくは、お問い合わせください。

【問合せ】地域福祉課福祉計画係(本庁舎2階) ☎(5273)4080・FAX(3209)9948へ。

## 民生委員・児童委員の活動

民生委員は、生活上の問題で困っている方、一人暮らしの高齢者や子育て中で問題を抱えている方等の相談相手となり、支援が必要な場合には、区や関係機関とのパイプ役になります。民生委員は、児童福祉法により児童委員も兼ねています。子どもたちの健やかな成長を支援するため、児童福祉を専門に担当する主任児童委員と協力して、児童の健全育成や子どもたちのさまざまな問題に取り組んでいます。

## 民生委員・児童委員の皆さん(12月1日委嘱)

民生委員・児童委員の名簿に変更がありました。

最新の名簿は地域福祉課福祉計画係(本庁舎2階)

☎(5273)7080・FAX(3209)9948へお問い合わせください。